

件名	愛媛県地域経済活性化臨時基金条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】 地域元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を原資とする基金を設置する。</p> <p>1 設置 地域経済の活性化に資する施策の実施を図るために要する経費の財源に充てるため、地域経済活性化臨時基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成27年3月31日限り失効）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金事業の内容 地方単独事業（建設地方債対象事業に限る。）</p> <p>2 事業実施期間 平成25～26年度（2年間）</p> <p>3 基金への交付金積立額 平成25年5月27日付けで国から通知のあった第1次分交付限度額(9,840,605千円)のうち6,486,405千円</p> <p>4 基金の残額の処分 基金は平成27年3月31日限りで廃止し、残額があるときは国庫に納付する。</p>	